

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

山梨国民年金 事案 391 (事案 222 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 6 月まで

私は、国民年金追納勧奨状に記載された金額より 1,170 円多い 21 万 7,740 円を昭和 60 年に納付した記憶があり、メモも残っている。申立期間について納付とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和 60 年に 21 万 7,740 円を納付した記憶があり、メモも残っていると主張するが、国民年金追納勧奨状が作成されたのは平成 2 年 1 月であり、その時点まで国民年金保険料の追納は無かったものと推認されること、ii) 同年同月に作成された国民年金追納勧奨状にメモ書きされた金額は、申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付実績を書きとったものと思われるが、メモには「ミノウ分」と明記されており、その総額が追納勧奨状の合計額と近似していたことから、申立人は、過年度及び現年度の国民年金保険料として納付した金額を、追納した金額と誤解したものと思料されること、iii) 平成 5 年 3 月 8 日に夫の国民年金保険料について追納の手續及び納付をしながら、自身の追納に関しては手續をした記憶が無く、事実その記録も残されていないことから、既に納付済みと思い込んでいた可能性も否定できないこと等から、既に当委員会の決定に基づく 21 年 6 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は再申立てを行っているが、この再申立てにおいても委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 392 (事案 247 及び 290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月まで

当時、組長が集金して自治会長がまとめて市に納付していた。納付した金額は 150 円前後だったと思う。当時の家賃が一月 1,500 円でその 10 分の 1 と覚えている。2 度にわたって年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められなかった。再度、当時の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号の払出日から申立期間の保険料は過年度保険料となるため、自治会による集金では納付できないこと、ii) 申立人について別の手帳記号番号が払い出された形跡は無いこと、iii) 手帳に記載された国民年金被保険者資格取得日の記載をもって保険料納付を意味するものではないこと、iv) 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 18 日及び 22 年 8 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は再々申立てを行っているが、この再々申立てにおいても委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月16日から8年1月16日まで
② 平成10年2月26日から14年4月1日まで

私は、平成6年11月10日から14年11月16日まで、A社に勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかないため、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険の元担当及び同僚の申述並びに申立人の雇用保険の記録から、申立期間①及び②について当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①について、A社の元社会保険担当者は、「平成15年以前の人事資料は無く厚生年金保険の加入期間は分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年6月から国民年金保険料を納付し、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、申立期間②当時の厚生年金保険に加入できる年齢の上限（65歳）を超えており、法令上、厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間②の始期である平成10年*月*日に申立人が満65歳になったことをもって厚生年金保険被保険者資格を喪失し、14年4月1日付で厚生年金保険を再度取得していることが確認できるが、厚生年金保険制度における加入年齢の上限が65歳未満から70歳未満に変更になったのは、同日であり、当該処理は当該制度改正に基づき当該事業所から社会保

険事務所（当時）に対し適正に届出されていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 10 日から 13 年 8 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、私が平成 5 年から 15 年まで勤務した会社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が 13 年 8 月 1 日となっていることが分かった。私は、勤務した期間の厚生年金保険料を給与から引かれていたの
で、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 5 年から 15 年まで勤務した。」と主張している。

しかし、事業主の妻及び同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は平成 17 年 4 月に社会保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の記録も残っていないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当時の事業主は死亡しており、給与計算を担当していた事業主の妻からも具体的な供述を得ることはできないことから、申立人の勤務期間を特定できず、申立期間に係る給与からの保険料控除について確認できない。

さらに、A社に係る申立人の未払賃金の立替払請求書から、申立人は、少なくとも、平成 7 年 5 月頃には当該事業所に勤務していたものと認められるが、平成 9 年 3 月 1 日に資格取得した同僚は、「申立人よりも前に入社していた。」と証言し、14 年 6 月頃から当該事業所に関与していた社会保険労務士は、「申立人は、60 歳に到達した平成 15 年*月に定年で一旦退職、再雇用で 17 年 4 月 20 日まで勤務したが、事業主と合意の上で厚生年金保険被保険者にならなかったようだ。」と証言していることなどから判断すると、当該事業所は、従業員の厚生年金の加入について、強制的かつ画一的に加入させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

加えて、平成 6 年 9 月 1 日に資格取得した同僚は、「自分は、入社後、3 か月以内には厚生年金に加入した。自分の方が申立人より前に入社していた。」

と証言しており、申立人は、少なくとも、6年9月以前には当該事業所に勤務していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。